

NDBデータの第三者提供について

- NDBデータの特徴
- 健保連の事例紹介
- NDB利活用の容易化への期待

健康保険組合連合会
理事 松本 真人

NDBデータの特徴

- 診療報酬明細書（レセプト）と特定健康診査・特定保健指導の結果に関して、国内に存在するデータベースで最も悉皆性が高い。
- レセプト情報と特定健診情報を紐付けることで、医療の内容と検査値を組み合わせた分析も可能。
- 第三者への提供を平成25年度から本格実施。
- 提供データには3つの種類がある。
 - 特別抽出** = 指定した条件に従って匿名レセプト情報等をデータベースから抽出。
 - 集計表情報** = 指定した条件に従って匿名レセプト情報等を抽出し、一定の集計処理。
 - サンプリングデータセット** = あらかじめ一定程度の割合で抽出した匿名レセプト情報に対してさらに安全性に配慮した処理。

健保連の事例

新型コロナ第1波による受診状況の変化を時系列で検証し、政策提言を作成するため、令和2年度に特別抽出の申請を検討したが、主に次の理由で断念した。

- **申請からデータ提供までかなりの期間を要する。事業期間が決まっている研究の場合、早期の申請が必要となるが、早く申請すると最新のデータを入手できない。**

※厚生労働省のFAQでは「提供申出が承諾された日からデータをご提供するまで、長期間（200日以上）を要する場合がある」とされている。

※健保連は2年毎にレセプト分析に基づく政策提言を発表しており、実質的な事業期間が1年程度であるため、データ提供が遅延すると事業が成立しない。

- **特別抽出の場合、事前に確度の高い仮説を設定し、詳細な分析デザインを固めておかなければ、探索的な研究が困難。**

※厚生労働省のマニュアルには、特別抽出が想定する研究イメージについて、「既に小規模のレセプト分析である程度の知見を導ており、これを全国規模のデータで研究を行う場合」と記載されている。

※集計表情報は分析に向かない。サンプリングデータセットは時系列の分析が想定されていない。

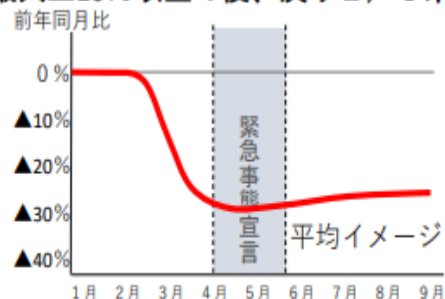
健保連の事例

NDBデータの代替として、108健保組合から匿名レセプト情報の提供を受け、以下の分析結果を令和3年9月に発表した。

新型コロナ拡大前から2020年9月まで延べ患者数推移の実態を分析し、3パターンに類型化

パターン A

最大▲10%以上の後、戻り2/3未満



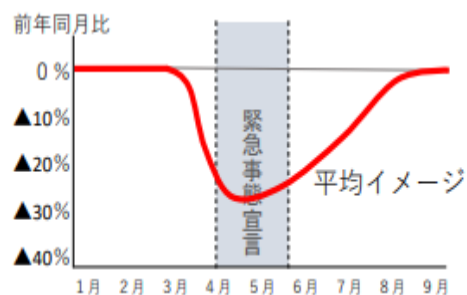
〔外来の例〕

急性：急性鼻咽頭炎 急性咽頭炎 急性気管支炎
慢性：鼻アレルギー 喘息 慢性副鼻腔炎

呼吸器系を中心とする急性疾患の予防や慢性疾患の症状抑制など、コロナ禍における**感染症対策が背景にある**と考えられる。

パターン B

最大▲10%以上の後、戻り2/3以上



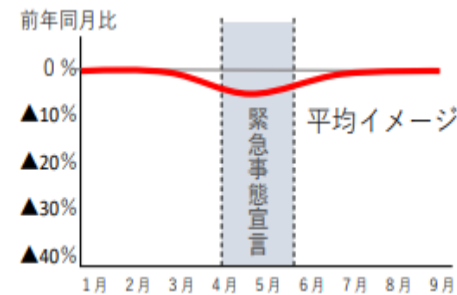
〔外来の例〕

膝関節症 鉄欠乏性貧血 骨粗鬆症
結膜炎 屈折及び調節の障害 外耳炎

一定の期間に限り受診を見合わせた、または検査・健康診査延期の影響を受けたと考えられる。一部はOTC薬を活用した可能性もある。

パターン C

最大▲10%未満



〔外来の例〕

脂質異常症 2型糖尿病 高血圧症
睡眠障害 心不全 慢性腎臓病

生活習慣病や精神領域等で継続管理が必要であること、または治療の中断が生命の危機に直結し得ること等が背景にあると考えられる。

→ Aのうち感染症対策が影響したと考えられる急性の10疾患のレセプトを抽出し、全国換算すると外来医療費は年間▲約4,000億円

※医科レセプトから推計。同じ月に受診した他の疾患の医療費を含む。院外処方の調剤レセプトは対象外。

NDBデータを活用できれば、上記の分析を全国規模で実施することができ、コロナ禍による影響をより詳細に検証することができたと考えられる。

NDB利活用の容易化への期待

NDBには機微な情報が含まれ、第三者への提供について慎重に審査する必要があることは理解するが、貴重なデータを民間の創意工夫で有効に活用することは、社会的に有益である。

一定の公益性を条件としつつも、多様な分析的研究や研究計画の柔軟な変更を認める等の運用の改善と、迅速にデータが提供されるための体制の充実により、第三者による研究利用を推進すべき。

- 研究の公益性に応じた審査の緩和
- 目的の範囲内で仮説の変更やデータの追加を容認
- データ提供までの期間の目安を設定
- 実務を担当する人員の確保